

令和7年度 福岡市未来へつなげる農村の担い手支援事業補助金

農業の基盤を支える農村地域では、担い手の高齢化と後継者不足により地域農業の維持が困難になりつつあることから、農村を支える担い手を支援し、未来へつなげる持続可能な農村づくりを促進します。

作業受託や集落営農などに取り組む農村の担い手に対して、営農継続と生産性向上に資する機械購入経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付します。

1. 補助内容

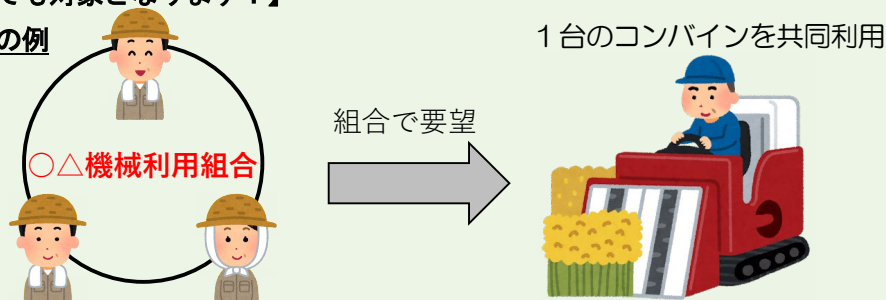
支援対象事業	項目	内 容
営農継続支援	対象者	①市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体等含む）のうち、経営耕地面積（※1）及び作業受託面積（※2）の合計が <u>1.5ha</u> 以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者 ②市内の農家で構成する農作業受託組織のうち、 <u>1.5ha</u> 以上の作業受託面積を有し、本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織 ③中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団
	対象経費	農業継続に不可欠なトラクター、コンバイン、田植機及び付属機器の導入経費
	補助率	<u>1/3以内</u> （上限 100 万円）
生産性向上支援	対象者	①市内で農業を営む農家又は法人（農業者の組織する団体等含む）のうち、経営耕地面積及び作業受託面積の合計が <u>1.0ha</u> 以上、かつ本事業による導入機械を用いて市内で経営耕地面積及び作業受託面積を拡大する者 ②市内の農家で構成する農作業受託組織のうち、 <u>1.0ha</u> 以上の作業受託面積を有し、本事業による導入機械を用いて市内で作業受託面積を拡大する組織 ③中山間地域等直接支払制度に取り組む営農集団
	対象経費	農業の生産性向上に必要な農業用ドローン、除草ロボットなどスマート農業機械の導入経費
	補助率	<u>1/2以内</u> （上限 100 万円）

※1：所有農地のほか、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業及び農地法・農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借権を有する市内の耕作農地

※2：農作業受託契約に基づく市内の耕作農地

【このような場合でも対象となります！】

機械の共同利用の例



組合を作り、組合員の経営耕地面積を合わせて、1.5ha 以上あれば対象となります

2. 注意事項

- (1) 専ら農業の用に供する機械であること。ただし、運搬用トラック等農業経営以外の用途に安易に供することが出来るものは除きます。
- (2) 原則として、法定耐用年数がおおむね5年以上又は残耐用年数がおおむね3年以上の機械が対象です。
- (3) 補助対象とした機械等の導入が、当該機械等に係る補助金の交付決定を受けた年度に完了することが必要です。
- (4) 導入する機械等は単体で一定の仕事ができ、かつ効果が複数年にわたり発揮される価格（消費税を除く。）が100万円以上のものが対象です。
- (5) 機械等の購入に国、県等の他の補助事業との重複はできません。
- (6) 機械等の購入の際に下取りや既存の機械の処分益が発生した場合は、その額を減額した額が機械等購入経費となります。
- (7) 補助金の交付決定前に機械の発注や購入をした場合は、補助事業の対象外となります。
- (8) 補助金の交付を受けた場合、補助金を受けた翌年度から4年間、利用実績の報告が必要です。
- (9) 補助金の交付を受けた方は、この補助金の交付を受けた年度の4月1日を基準日とし、基準日から起算して5年以上、上記の補助対象者要件を満たす必要があります。
- (10) 補助金の返還や取得財産の処分の制限がありますのでご注意ください。

3. 提出書類

- (1) 「未来へつなげる農村の担い手支援事業要望書」（別紙1）
- (2) 「未来へつなげる農村の担い手支援事業計画書」（様式第1号）
- (3) 「導入予定機械による耕作等市内農地一覧」（参考様式その1）
- (4) 「導入予定機械使用者一覧」（参考様式その2）
- (5) 「使用機械等調書」（参考様式その3）
- (6) 導入予定機械等の見積書、およびパンフレット、カタログ

4. 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで

5. 提出方法

郵送、電子メール、直接持参のいずれでも可

<営農継続支援の例>



コンバイン

<生産性向上支援の例>



ラジコン草刈機

★提出書類の様式については、市のホームページからダウンロードできます。

未来へつなげる農村の担い手支援事業

🔍 検索

★令和4～6年度に本事業の補助を受けられた場合は、令和7年度は補助を受けることはできません。

ただし、支援対象事業が異なる場合は補助を受けることができます。（例：令和5年度に「営農継続支援」で補助を受けた方が、令和7年度に「生産性向上支援」で補助を受けることは可）

★今回の要望調査は機械等の導入希望の有無および金額を把握するものであり、補助金の交付を確約するものではありません。また、提出後の補助金額の変更はできませんので、ご注意ください。

★要望者が多数の場合、提出された事業計画を審査基準に基づきポイント化し、ポイントの高い順に決定することとします。なお、機械の共同利用をする場合や中山間地域で農業をしている方、スマート農業機械を導入する方はポイントを加算します。

【お問い合わせ・提出先】

福岡市役所 農林水産局 農業振興・イノシシ等対策担当
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL : 092-711-4852
e-mail : n-shinko-inoshishi.AFFB@city.fukuoka.lg.jp